

# 国民健康保険だより

発行／大和郡山市保険年金課 平成30年6月15日



## 健診を受けよう！

いまや日本は世界有数の長寿命の国になりました。しかし寿命は長くなりましたが、皆が元気に長生きできているわけではありません。脳梗塞などの病気で寝たきりや認知症になって、人生の晩年を過ごす人がたくさんいます。同じ長生きするなら元気に長生きしたいですね。

では、脳梗塞はどのような人に起こりやすいでしょうか。血圧が高い、血糖が高い、悪玉コレステロールが多い、善玉コレステロールが少ない、中性脂肪が高い、内臓脂肪が多いなどの異常を多く持つ人ほど将来、脳梗塞になりやすいことが分かっています。しかしこれらの異常には痛みなどの自覚症状がありません。血液検査などを受けて初めて自分に異常があることに気づきます。異常を指摘されたらどうしたらいいでしょうか。まず食事や運動を改善しましょう。それでも正常にならなければ薬の助けを借りましょう。早く異常に気づいて早く是正に取り組むほど、将来の脳梗塞などの病気を防ぎ易くなります。

特定健診などの健康診断を毎年受けて、早く自分の異常に気づいて生活改善に取り組み、皆で元気に長生きしましょう。



大和郡山市医師会  
会長 松本光弘

### 生活習慣病予防のための健診

期間 平成30年 平成31年  
**6月1日～1月31日**

・昭和18年10月1日～昭和19年1月31日生の人は誕生日の前日まで  
期間の終盤は医療機関が混雑します。ぜひ早めの受診を！

場所 市内各実施医療機関

・詳しくは、5月下旬に対象者宛にお届けしたお知らせをご覧ください。

#### 特定健康診査

《対象者》 40歳～74歳の国保の人

4月1日現在、大和郡山市国民健康保険に加入している人で、  
誕生日が昭和18年10月1日～昭和54年3月31日の人。

《費用》 1,000円（自己負担額）

◆ 問い合わせ＝保険年金課 給付係 ☎53-1643

#### 後期高齢者健康診査

《対象者》 後期高齢者医療制度加入の人

- 75歳以上の人
- 65歳～74歳の人で一定の障害があると認定された人

《費用》 500円（自己負担額）

◆ 問い合わせ＝保健センター「さんて郡山」 ☎58-3333

※受診方法や内容など、詳しくは5月下旬にお届けした『健康診査のお知らせ』をご覧ください。

上記以外の保険証をお持ちの方は、ご加入の医療保険者にお尋ねください。



★がん検診については裏面をご覧ください。

# ～国民健康保険税 納税通知書を送付します。～

平成30年度国民健康保険税納税通知書を7月中旬に送付します。

## ■世帯主宛に送付します。

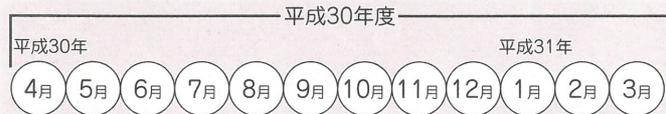
国民健康保険では、保険税の納税義務者は世帯主となります。世帯主が国民健康保険被保険者でない場合でも、世帯に国民健康保険被保険者がいれば世帯主宛に納税通知書が送られます。ただし、保険税額は被保険者のみで計算します。

## ■納期は年8回です。

●通常、1年間(4月～翌年3月)分の税額を8回の納期で納めていただきます。



1回が1ヶ月分とはなりませんので、ご注意ください。



期別	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
納期限	平成30年7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	平成31年1月末	2月末

※納期限が、土・日曜・祝日・休日の場合は、翌日が納期限となります。

●特別徴収(年金からの天引き)の世帯は、年金受給月の年6回となります。

## ■申告はお済みですか？

国民健康保険税は、被保険者の前年中の所得、人数に応じて計算します。5月下旬～6月初旬に国民健康保険税申告書が届いた人で、申告がまだお済みでない場合は至急申告書を必ずご提出ください。

国民健康保険税  
申告書

---



---



---



---

# 非自発的失業者を対象とした国民健康保険税の軽減措置について

倒産・解雇等の事業主都合による離職(雇用保険の特定受給資格者)や雇い止めなどにより離職(雇用保険の特定理由離職者)したため職場の健康保険をやめ、国民健康保険に加入された人を対象に国民健康保険税の軽減申請を受付しています。

**対象となる人** 次のすべての条件を満たす人が対象です。

- 1 離職時点で65歳未満であること。
- 2 雇用保険受給資格者証を持っていること。
- 3 雇用保険受給資格者証の離職理由コードが右記のいずれかであること。

離職者区分	離職理由コード
特定受給資格者	11, 12, 21, 22, 31, 32
特定理由離職者	23, 33, 34

雇用保険受給資格者証 (第1表)

1 支給番号	2 氏名
3 被保険者番号	4 生年月日
5 住所又は居所	6 生年月日
7 求職番号	8 住所又は居所
9 支払方法(記号)	10 資格取得年月日
11 離職年月日	12 離職理由
13 60歳到達特別給付金日額	14 離職給付金日額
15 給付額	16 求職申込年月日
17 認定日	18 受給期間満了年月日
19 基本手当日額	20 所定給付日数
21 通算被保険者期間	22 離職前事業所名
23 再就職手当支給額	24 特殊表示(災害時、一括、遺構、市町村)

※12 離職理由: 19 (非自発的失業者)

**軽減内容** 保険税の所得割を算定する際、対象となる人の前年所得の給与所得を30/100として算定します。

**軽減期間** 離職日の翌日から翌年度末までの期間の保険税が軽減されます。

(例) 離職日が平成30年3月31日の場合、保険税の軽減は平成30・31年度分(平成32年3月まで)となります。

**申請方法** 保険証、雇用保険受給資格者証および印鑑を持参し、軽減適用申請書を保険年金課へ提出してください。その際、雇用保険受給資格者証の写しをいただきます。

※雇用保険受給資格者証がないと申請できませんので、紛失しないようにしてください。紛失した場合の再発行はハローワークにお問い合わせください。

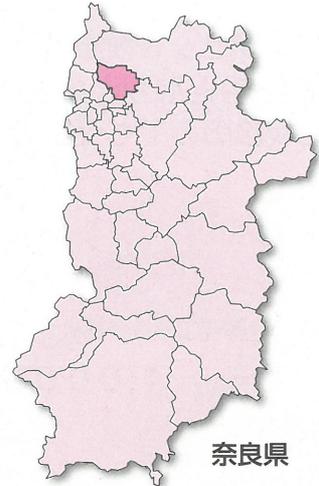
※この軽減制度に該当されない場合でも、大和郡山市の条例による減免制度の対象となる場合もあります。

# 国民健康保険税率の改定について

## 国民健康保険の県単位化に伴い改定されます。

平成30年4月から国民健康保険が県単位化され、奈良県では、平成36年度には国民健康保険税率を県内で統一する方針とされました。これにともない、本市の国民健康保険税率についても、奈良県が示す標準保険税率を参考に、県内統一の保険税率に向けて段階的に税率を改定する予定です。

このたびの国民健康保険税率の改定につきまして、ご加入の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。



平成30年度の国民健康保険税率が下の表のとおり改定になります。

### <改定前>

区分	医療給付分 (すべての人)	後期高齢者支援金分 (すべての人)	介護納付金分 (40歳以上65歳未満の人)
所得割	(所得-基礎控除33万円) ×8.0%	(所得-基礎控除33万円) ×2.0%	(所得-基礎控除33万円) ×2.4%
均等割	1人あたり 25,200円	1人あたり 7,200円	1人あたり 8,400円
平等割	1世帯 24,000円	1世帯 6,000円	1世帯 6,000円
課税 限度額	54万円	19万円	16万円

### <改定後>

区分	医療給付分 (すべての人)	後期高齢者支援金分 (すべての人)	介護納付金分 (40歳以上65歳未満の人)
所得割	(所得-基礎控除33万円) ×7.9%	(所得-基礎控除33万円) ×2.7%	(所得-基礎控除33万円) ×2.9%
均等割	1人あたり 27,200円	1人あたり 9,200円	1人あたり 16,800円
平等割	1世帯 20,000円	1世帯 7,200円	
課税 限度額	54万円	19万円	16万円

※介護納付金分の賦課方式を、3方式(所得割・均等割・平等割)から2方式(所得割・均等割)に変更します。

## 保険税軽減基準が変わります。

国民健康保険税は、世帯の前年中の所得等に応じて課税されますが、前年中の世帯の所得が、一定の基準を下回っている場合、保険税の均等割額と平等割額を軽減しています。この軽減の基準が平成30年度から変更になったことにより、保険税を軽減される人が拡大されます。

	平成29年度	平成30年度から
① 5割軽減の拡大	世帯の所得の合計額が33万円+(27万円×被保険者数)以下	世帯の所得の合計額が33万円+(27.5万円×被保険者数)以下
② 2割軽減の拡大	世帯の所得の合計額が33万円+(49万円×被保険者数)以下	世帯の所得の合計額が33万円+(50万円×被保険者数)以下

# モーニングセット検診のお知らせ

モーニングセット検診は、30歳以上(平成元年3月31日以前生)の市民が胃がん検診(胃部エックス線検査)と肺がん検診を検診車で同時に受けることができる集団検診です。胃がん検診のみ、肺がん検診のみでも受診できます。

## 胃がん検診

(胃部エックス線検査※バリウム)

1,000円

## 肺がん検診

(胸部エックス線検査)

300円

## 喀痰検査

700円



検診車で一度に染々に!



### <費用が無料になる人>

- ①70歳以上(昭和24年3月31日以前生まれ)の人
- ②身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・ひとり親家庭等医療費受給資格証を持っている人
- ③生活保護世帯・市民税非課税世帯の人  
(③のみ保健センターで事前手続きが必要)

検診場所		対象者	検診日(すべて午前中に実施)
①	保健センター「さんて郡山」	全市民	9月10日(月)、9月11日(火)、 12月10日(月)、12月11日(火) 2019年1月8日(火)、1月10日(木)、2月7日(木)
②	治道地区公民館	治道地区住民	7月19日(木)
③	矢田コミュニティ会館	矢田地区住民	8月9日(木)、8月10日(金)
④	片桐地区公民館	片桐地区住民	8月1日(水)、8月22日(水)
⑤	南部公民館	筒井地区住民	11月12日(月)
⑥	西田中町ふれあいセンター	西田中地区住民	11月13日(火)
⑦	平和地区公民館	平和地区住民	11月19日(月)、11月20日(火)
⑧	保健センター「さんて郡山」	郡山地区住民	12月3日(月)、12月4日(火)

### 募集方法

- ★全市民対象は広報「つながり」で申し込み方法・申し込み期間をお知らせし募集します。
- ★地区住民対象は地区の人のみ回覧板などでお知らせ・募集します。  
地区住民対象の検診は地区社会福祉協議会との協力で実施しています。
- ★申込み多数の場合は抽選となり、別日をご案内する場合があります。

◎その他のがん検診については、つながり「6月15日号」または、平成30年度「健康カレンダー」をご覧ください。